

重要事項説明書

(指定居宅介護支援事業)

事業者：特定非営利活動法人ころ

居宅介護支援事業所ころ

居宅介護支援事業所ころ 重要事項説明書

〈2024年4月1日現在〉

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 042-732-5561

受付時間 8:30～17:30（営業時間に準ずる）

担当 _____

* ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所ころの概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	特定非営利活動法人ころ 居宅介護支援事業所ころ
所在地	東京都町田市木曾町514-22
介護保険指定番号	指定居宅介護支援事業（東京都 第1373204385号）
サービス提供地域	町田市

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名（介護支援専門員兼務）

介護支援専門員 7名（管理者兼務1名、専従6名）

(3) 営業時間

月～金曜日 午前8時30分から午後17時30分まで

（土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日は休業）

※ 休業日および休業時間帯は、事業所専用携帯電話により24時間常時連絡が可能となっております。尚、事業所専用携帯電話は、当事業所に従事する介護支援専門員が輪番制で対応させていただいております。

事業所専用携帯電話：070-3140-6962

◎通常営業時間帯は繋がりませんので予めご了承ください。

3. 第三者評価の実施状況について

2021年12月1日現在、当事業所において第三者評価の実施はございません。実施した場合は、速やかに評価結果の開示を行なうことと致します。

4. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙「サービス提供の標準的な流れ」参照。

5. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので 自己負担は

ありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき 要介護度に応じて次頁の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

(ア) 基本料金

①要介護1・2	<u>12,076円(1,086単位/月)</u>
要介護3・4・5	<u>15,690円(1,411単位/月)</u>

(イ) 各種加算料金

②特定事業所加算(Ⅱ)	<u>4,681円(421単位/月)</u>
③初回加算	<u>3,336円(300単位/月)</u>
④入院時情報連携加算	<u>(Ⅰ) 2,780円(250単位/月)</u> <u>(Ⅱ) 2,224円(200単位/月)</u>

⑤退院・退所加算

＜カンファレンス無＞	連携1回:	<u>5,004円(450単位/月)</u>
	連携2回:	<u>6,672円(600単位/月)</u>
＜カンファレンス有＞	連携1回:	<u>6,672円(600単位/月)</u>
	連携2回:	<u>8,340円(750単位/月)</u>
	連携3回:	<u>10,008円(900単位/月)</u>

⑥通院時情報連携加算	<u>556円(50単位/回)</u>
⑦緊急時等居宅カンファレンス加算	<u>2,224円(200単位/回)</u>
⑧ターミナルケアマネジメント加算	<u>4,448円(400単位/回)</u>

※町田市においては、地域加算(2級地)が加わるため、1単位11.12円で算定します。

※(イ)の各種加算内容につきましては、介護保険法上で定められた要件に基づく形で算定させていただいておりますが、基本料金同様に自己負担はありません。

※(イ)⑥に関しては、一月に1回を限度に算定させていただくことになります。

(2) 交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費を負担していただく場合があります。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、料金は一切かかりません。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。

管理者 鈴木 泰弘 042(732)5561

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口、もしくは東京都国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

町田市いきいき生活部介護保険課 042(724)4366

東京都国民健康保険団体連合会 03(6238)0177

7. 当法人の概要

法人種別・名称	特定非営利活動法人こころ
設立	2012年7月9日
代表者役職・氏名	理事長 大島 泰嗣
事業内容	指定居宅介護支援事業 指定地域密着型通所介護事業 第1号通所事業

(付属別紙)

事業者の選定

当事業所と契約を
するかどうかをお決め
いただきます

サービス提供の標準的な流れ

① 居宅サービス計画作成等サービス利用申込み

② ケアマネジャーがお宅を訪問し、当社に関すること居宅サービス計画作成の
手順、 サービスの内容に関して大切な説明を行います。

⇒ 居宅サービス計画等に関する契約締結

※利用者は保険者へ【居宅サービス計画作成依頼届出書】の提出を行って
いただきます。(提出代行可能)

③ 利用者の解決すべき課題を把握します。

④ 地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービス
を選んでいただきます。

利用者による
サービスの選択

⑤ 提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します。

⑥ 計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス
利用の調整を行います。

サービス利用に
関して説明を行
い、利用者やご
家族の意見を伺
い、同意をいた
だきます

⑦ 居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行
います。

◆ サービス利用 ◆

⑧ サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行
います。

⑨ 毎月の給付管理票の作成を行い、国保連合会に提出します。

⑩ 利用者の状態について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサ
ービスの実施状況の把握を行います。

⑪ 居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計
画の変更を行います。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対し、本書面にもとづき居宅介護支援の重用事項を説明しました。

【事業者】

〈事業者名〉 特定非営利活動法人 ころ 居宅介護支援事業所 ころ
(東京都 第1373204385号)

〈住所〉 東京都町田市木曾町514-22

〈代表者名〉 大 島 泰 嗣 印

〈説明者名〉

年 月 日

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援の重要事項について説明を受けました。

【契約者】

利用者

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____

私は、本人の署名代行意思を確認のうえ、本人に代わり上記署名を行いました。

(代筆者)

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ (続柄: _____)

〈代筆の理由〉 _____